

- 第 1 条 この規定は本協会に係る会計の基準を定め会計の適切かつ公平を期することにより本会の事業が円滑に達成する事を目的とする。
- 第 2 条 本会の会計は規定に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。
- 第 3 条 本会の会計は一般会計と特別会計を区分けして整理する。
- 第 4 条 本会の予算は各部ごとに編成し事業の円滑な運営を計るものとする。
- 第 5 条 一般、特別会計は各会計ごとに次に掲げる会計帳簿等備え、発生したすべての記帳事由を記入しなければならない。
1. 現金出納帳
  2. 現金通帳
  3. 備品管理帳
  4. その他の必要帳簿類
- 第 6 条 一般、特別会計は金銭の出納に際し、出納の証拠となる書類と照合し、収納また支払いすると共に証拠となる書類は保管するものとする。
- 第 7 条 会計、各部会計は毎会計年度末日において収入支出決算書及び次年度一般会計予算（案）を作成しなければならない。
- 第 8 条 会計は収支決算書等を監事の審査に付し、監事の意見を付けて理事総会の承認を受けなければならない。
- 第 9 条 会計に係る諸帳簿及び証拠書類の保存年度は7年とし会計が保管する。
- 第10条 本会の年会費を下記の通り定める。
1. 年会費 1名 2,000円(高校生・ジュニア（強化）以下 1,000円とする)
- 第11条 本会の用務に係りある役員、部員、委員等に手当又は日当を規定により支給することが出来る。
- 第12条 本会の指導員の資質向上及び指導体制確立のため本会事業への賛同協力を条件に下記資格の取得等に係る登録及び更新費用の実費支給を定める。  
(本人申請するものとし、資格証写し添付のこと)
- | 指導員                    | 審判員               |
|------------------------|-------------------|
| 1. 日本体育協会公認<br>スポーツ指導員 | 1. 日本テニス協会公認審判員   |
| 2. 長野県公認指導員            | 2. 日本テニス協会公認レフェリー |
- 第13条 本会の用務による出張の場合、旅費等の支給基準を下記の通り定める。
1. 旅費・交通費 普通運賃及び急行又は特急料金・電車代実費支給  
自家用車：ガソリン（計算式で）高速代実費支給
  2. 日当 700円【1時間】5,000円【1日】を上限に実費支給
  3. 宿泊料 8,000円を上限で支給
- 第14条 会計及び部長は手当支給に当たり、会長又は理事長の承認を得なければならない。

- 第15条 本会各部の業務に係る会費等の要項は各部毎にこれを定め会長又は理事長の承認を得なければならない。
- 第16条 本会に係る慶弔に関し、会長、副会長、理事長にて協議しこれを行う。
- 第17条 この規定の改定は理事総会の決議による。
- 第18条 この規定は平成25年4月1日より施行する。